

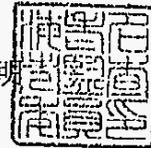


海老名市監査委員告示第 1 号

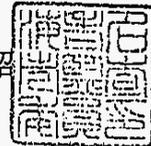
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、保健福祉部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和2年2月3日

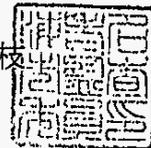
海老名市監査委員 雨宮 徳明



海老名市監査委員 清水 昭



海老名市監査委員 藤澤 菊枝



定期監査結果報告書

1 監査の対象部課及び所掌事務

【保健福祉部】

(1) 福祉政策課

福祉に関する諸計画の立案及び進行管理に関する事。社会福祉に関する事。戦傷病者等に関する事。災害援助に関する事。地域改善対策事業に関する事。人権問題（同和関係に限る。）に関する事。福祉総合窓口に関する事。社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。

(2) 健康推進課

市民の健康増進の総合的な推進に関する事。健康づくりに関する事（こども・高齢者を除く。）。生活習慣病対策に関する事。救急医療に関する事。予防接種に関する事（こども・高齢者を除く。）。感染症（そ族及び昆虫に関する事を含む。）に関する事。献血に関する事。墓地に関する事。広域大和斎場組合との連絡調整に関する事。自殺予防対策に関する事。医療センターに関する事。

(3) 介護保険課

介護保険に関する事。介護認定に関する事。

(4) 子育て相談課

子ども家庭相談に関する事。子育て支援センターに関する事。

(5) 生活支援課

生活困窮者自立支援に関する事。生活保護費に関する事。中国残留邦人等の支援に関する事。福祉事務所の庶務及び調整に関する事。行旅病人及び行旅死亡人に関する事。

(6) 地域包括ケア推進課

地域包括ケアに関する事。高齢者福祉に関する事。高齢者の健康づくりに関する事。高齢者の予防接種に関する事。総合福祉会館に関する事。高齢者生きがい会館に関する事。

(7) 障がい福祉課

障害者福祉に関する事（医療費・手当に関する事を除く。）。わかば会館、わかば学園及びわかばケアセンターに関する事。障害者デイサービスセンター等に関する事。相談支援に関する事。

(8) 国保医療課

国民健康保険に関する事。国民年金に関する事。国民健康保険税の賦課に関する事。後期高齢者医療に関する事。児童福祉の諸手当に関する事。障害福祉の諸手当に関する事。福祉医療助成に関する事。

(9) こども育成課

児童福祉の諸計画に関する事。児童福祉に関する事（医療費・手当に関する

ことを除く。)。ひとり親家庭等の福祉に関すること（医療費・手当に関することを除く。）。保健相談センターの施設に関すること。母子保健事業に関すること。こどもの健康づくりに関すること。こどもの予防接種に関すること。

(10) 保育・幼稚園課

保育所に関すること。幼稚園に関すること。

2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

3 監査の対象期間

平成 30 年 11 月 1 日から令和元年 10 月 31 日まで

4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

(1) 予算の執行・収入支出に関する事務

(2) 契約に関する事務

(3) 財産管理に関する事務

(4) 庶務に関する事務

(5) 補助金交付に関する事務

5 監査年月日

令和 2 年 1 月 28 日及び 29 日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、福祉政策課の次の点を除き、適正に執行されていると認められた。今後においては適正な事務執行に努められたい。

・旅費の支出について支給漏れが5件あり、支給漏れの支出事務については翌年度に処理されている。